

秋田県告示第563号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成28年10月18日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成28年9月26日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

秋田ライフライン合同会社

秋田市樅山城南新町19番6号

代表社員 佐 用 豊

秋田県知事許可（般-23）第80972号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び塗装工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成28年9月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業及び塗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。